

議案第130号

和気老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって和気老人ホーム組合から脱退すること及び令和3年4月1日から同組合規約を別紙1のとおり変更すること並びに同法第289条の規定により、別紙2のとおり財産処分することについて議会の議決を求める。

令和2年11月25日提出

備前市長 田原隆雄

別紙1

和気老人ホーム組合規約の一部を変更する規約

和気老人ホーム組合規約(平成13年規約第1号)の一部を次のように変更する。

第2条中「備前市」を削る。

第6条中「10人」を「6人」に改め、「備前市4人」を削る。

第14条第2項中「日生町、吉永町、熊山町」を「熊山町」に、「旧5町」を「旧3町」に、「5分の1」を「3分の1」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別紙2

- 1 備前市脱退後の組合に係る公有財産、物品、基金、債権、債務等の権利について、備前市はこれらを全て放棄するものとする。
- 2 上記のほか、処分すべき財産があるとき、又は財産処分に関して疑義が生じたときは、構成市町協議の上、決定する。

議案第130号参考資料
和気老人ホーム組合規約新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(組合の組織市町)</p> <p>第2条 この組合は、次に掲げる市町(以下「関係市町」という。)をもつて組織する。</p> <p>—— 赤磐市 和気町</p> <p>(議会議員の定数)</p> <p>第6条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は<u>6人</u>とし、関係市町からそれぞれ次のとおり選出する。</p> <p>——赤磐市2人 和気町4人</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の分賦金は、平成17年3月6日現在における組合の組織町(熊山町)——、佐伯町、和気町。以下「旧3町」という。)の区域を単位として次の割合で算出し、その区域を引き継ぐ関係市町に分賦する。</p> <p>平等割(50パーセント) 旧3町の区域で3分の1ずつ平等に負担する。</p> <p>利用者割(50パーセント) 旧3町の区域の利用者により按分する。</p>	<p>(組合の組織市町)</p> <p>第2条 この組合は、次に掲げる市町(以下「関係市町」という。)をもつて組織する。</p> <p>備前市 赤磐市 和気町</p> <p>(議会議員の定数)</p> <p>第6条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は<u>10人</u>とし、関係市町からそれぞれ次のとおり選出する。</p> <p>備前市4人 赤磐市2人 和気町4人</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の分賦金は、平成17年3月6日現在における組合の組織町(日生町、吉永町、熊山町、佐伯町、和気町。以下「旧5町」という。)の区域を単位として次の割合で算出し、その区域を引き継ぐ関係市町に分賦する。</p> <p>平等割(50パーセント) 旧5町の区域で5分の1ずつ平等に負担する。</p> <p>利用者割(50パーセント) 旧5町の区域の利用者により按分する。</p>

財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定に基づき、和気老人ホーム組合(以下「組合」という。)からの備前市の脱退に伴う財産処分について、次のとおり定める。

記

- 1 備前市脱退後の組合に係る公有財産、物品、基金、債権、債務等の権利について、備前市はこれらを全て放棄するものとする。
- 2 上記のほか、処分すべき財産があるとき、又は財産処分に関して疑義が生じたときは、構成市町協議の上、決定する。

この協議書の成立を証するため、本書3通を作成し、構成市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

備前市長 田 原 隆 雄

赤磐市長 友 實 武 則

和気町長 草 加 信 義